

# 新冠町アクション・プラン

---

～教育職員の働き方改革行動計画～

平成31年 1月

新冠町教育委員会

(令和 2 年8月改訂)

## はじめに

現在、学校には、学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、教育職員が授業や授業準備等に集中し、また、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高めることのできる環境を構築することが必要となります。

しかし、平成28年度において、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果では、教育職員の長時間勤務の実態が明らかとなり、時間外勤務の縮減に向けた「学校における働き方改革」の取組が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、道教委では、学校における働き方改革を進めるため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を平成30年3月に策定し、市町村教育委員会へ通知するとともに、地域の実情に応じた取組を実施するように求めています。

新冠町教育委員会（以下「町教委」という。）では、この内容を踏まえ、更に地域の実情に応じ実効性のある「新冠町アクション・プラン～教育職員の働き方改革行動計画～」を平成31年1月に策定いたしました。その後、給特法の改正等、働き方改革に関する取組が大きく進んだことから、改訂を行うものです。

今後においては、このアクション・プランの取組について、毎年度、進捗状況を把握し取組を検証したうえで、教育職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めてまいります。

## 1 働き方改革に関する国・道の動き

### (1) 国の動き

平成29年	6月	「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る中教審への諮問（文部科学省）
平成29年	8月	「学校における働き方改革に関する緊急提言」（中教審初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会）
平成29年	12月	「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」（中教審）
平成29年	12月	「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省）
平成31年	1月	「学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」（中教審）
平成31年	1月	「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省）

- 平成31年 3月 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（文部科学省）
- 令和 元年 12月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の公布（文部科学省）
- 令和 2年 1月 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号以下「国指針」という。）（文部科学省）

## （2）道の動き

- 平成30年 3月 学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」（北海道教育委員会）
- 平成31年 3月 学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」改訂（北海道教育委員会）
- 令和 元年 7月 学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」改訂（北海道教育委員会）
- 令和 2年 3月 学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」改訂（北海道教育委員会）

## 2 アクション・プランの性格

本プランは、国指針第4の（1）に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、北海道が定める公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下「給特条例」という。）第8条及び当町が定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものです。

加えて本プランは、町内全ての小中学校が働き方改革を進めるため、町教委が策定するもので、今後の国・道の動向や学校における取組状況等を見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 3 取組の方向性

これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。

「学校における働き方改革」は、学校はもとより、家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務の様態の違いや、毎日子どもと向き

合う教員という仕事の特性を考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

## 4 教育委員会及び学校の役割

### (1) 教育委員会の役割

- ①市町村立学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めます。
- ②地域の実情に応じた取組を主体的に実施します。

### (2) 学校の役割

- ①学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら、主体的に推進します。
- ②「勤務時間」を意識した働き方を進め、教育職員一人ひとりの意識改革を促進します。

## 5 アクション・プランの目標及び期間

### (1) 目標及び期間

本プランに掲げる取組について成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定し、取組期間は平成30年度から令和2年度までの3年間とします。

#### 【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間を  
1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とします。

この目標を達成するため、町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努め、国・道の動向を踏まえた新たな取組の追加や効果が見られない取組の見直しを行います。

また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検証し実施していくこととします。

### (2) 働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標

- ①部活動休養日を完全に実施（年間④（平日週1日52日＋週末週1日52日）＋⑤学校閉庁日9日（④と⑤の重複分を除く。））している部活動の割合  
・・・100%
- ②変形労働時間制を活用している学校の割合  
・・・100%
- ③定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合  
・・・100%
- ④学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合  
・・・100%

## 6 保護者や地域住民への理解促進

教員の長時間勤務を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながります。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければなりません。その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、これらの取組に当たっては、保護者や地域住民等に理解を深めてもらう必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対して、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるとともに、町教委やPTA組織との連携を図りながら学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進めます。

## 7 具体的な取組内容

教育委員会及び学校は、地域や学校の実情を踏まえ、次のとおり取組を行います。

### Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### (1) 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

学校の課題に応じてスクールカウンセラー、パートナーティーチャー、学習支援員等の配置及び派遣を行います。

また、北海道教育委員会が実施するスクール・サポート・スタッフを含めた専門スタッフ等の導入に向けた体制整備の検討を行います。

#### (2) 校務支援システム及びICT環境の整備

①学校内における情報共有の迅速化及び円滑化を図るため、学校内部におけるメール機能等を備えたグループウェアの導入に向けた調査・検討を行います。

②校務の効率化を図るため、成績処理、健康管理、連絡票、指導要録等の統合型校務支援システムの導入に向けた調査・研究を行います。

③授業及び授業準備等における教育の質的改善を図るため、必要に応じ、デジタル教材及びデジタル教科書を整備します。

#### (3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域住民が学校の教育活動を支援します。また、令和元年度に導入した学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の検証を行います。

#### (4) 給食費の公会計化による徴収・管理業務の負担軽減

給食費の管理業務を町教委が実施することにより、教育職員の業務負担軽減を図り、子どもたちに対して効果的な教育活動が行うことができる環境を整備します。

## **Action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減**

### (1) 部活動休養日等の完全実施

町教委は、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めます。

#### ①部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とします。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)こととします。

- ・ 学校閉庁日は、休養日とします。

※大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を実施します。

#### ②部活動の活動時間

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とします。

#### ③部活動指導員の配置等

- ・ 道教委が実施する部活動指導員については、学校の要望に応じ、導入に向けた体制整備の検討を行います。

## **Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実**

### (1) ワークライフバランス(仕事と生活の調和)を意識した働き方改革の推進

学校長は、教育職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図れるよう、月2回以上の「定時退勤日」及び年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」の徹底に努めるなど、教員の時間外勤務縮減を意識した学校運営を積極的に進めます。

### (2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

町教委は、町内小中学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事に反映することとし、各学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、教員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定します。

また、職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなどして、全職員で取り組むことや目標の時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組みます。

### (3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

教育職員が休暇を取得しやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に学校閉庁日を設定します。

#### ①推奨期間

- ・ 8月13日から8月15日まで（3日間）
- ・ 12月29日から1月5日まで（8日間）

#### ②サービス上の取扱等

- ・ 年次休暇、特別休暇、勤務日の振替等とします。
- ・ 休暇の取得は強制しません。
- ・ 学校閉庁日に出勤することも可能です。この場合において、学校の開錠・施錠は出勤する教育職員の責任において行いますので、管理職員の出勤は必要ありません。
- ・ 学校閉庁日は、部活動休養日に設定します。

#### ③保護者等への周知方法

- ・ 町広報及び町公式ホームページにより周知します。
- ・ 学校便りによる周知

#### ④緊急時の連絡体制

- ・ 緊急時の連絡は、町教委から学校長へ行います。

### (4) 在校している時間を客観的に計測し、集計・記録するシステムの構築

令和元年5月からタイムレコーダーを全町立学校に導入し、在校時間の計測を行っているが、引き続き勤務時間の客観的な把握を実施していきます。

#### ①システムの内容

時間管理集計機能付タイムレコーダーにより把握・集計を行います。

#### ②集計後の活用方法

1週間当たりの勤務時間の把握に活用し、勤務時間の縮減方法について、随時、協議検討を行います。

## Action 4 教育委員会によるサポート体制の充実

### (1) 調査業務等の見直し

教育職員の事務の負担を軽減するため、調査業務の精査・見直しを図るとともに、提出期間を十分確保することにより、一定期間に調査業務が集中することがないように取組みます。

### (2) 勤務時間に関する制度の有効活用

変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における勤務時間の割振り変更等の制度が有効に活用されるよう、学校に対して周知を図ります。

### (3) メンタルヘルス対策の推進

教育職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施について検討するとともに相談体制の充実を図ります。

#### (4) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かす等、緊急な対応が必要な事案が発生した場合は、町教委が町部局や関係機関と連携し支援します。

#### (5) 学校行事の精選及び見直し

学校に対し、国・道が示す取組事例等を参考に、学校行事の精選及び内容の見直しを推進します。

#### (6) 連絡網システム導入の推進

災害等の緊急時において、保護者等への迅速かつ確実な連絡体制を整備するため、各学校での一斉メール配信等による連絡網システムの導入を推進します。

また、不審者情報・熊出没情報・部活動・その他学校行事全般における連絡・広報手段として活用することにより、学校運営の円滑化を図ります。

## 8 教育職員の在校等時間について

教育職員にあっては、給特条例第7条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務及び同条例第7条第1項各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

このような状況を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定めます。

- ・ 町教委は、次に定める業務を行う時間の上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進めます。
- ・ 各町立学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とします。

#### (1) 対象者の範囲

給特条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とします。

#### (2) 業務を行う時間の上限

##### ① 「勤務時間」の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とします。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とします。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとします。

- ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として町教委が外形的に把握する時間
- イ 町教委等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- エ 休憩時間

## ②上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

- ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。）45時間
- イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）360時間

## ③児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

- ア 1か月時間外在校等時間100時間未満
- イ 1年間時間外在校等時間720時間
- ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月
- エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間

## (3) 町教委が行う措置

①町教委は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守します。

②町教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意します。

- ア 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保します。
- イ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施します。
- ウ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進します。

③ 町教委は、各町立学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施します。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検

証を行います。

- ④ 町教委、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの方に対して広く本アクション・プランの周知を図ります。

#### (4) 留意事項

- ① アクション・プランに掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものです。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはなりません。
- ② 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。
- ③ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければなりません。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとします。

#### 附 則

この計画は、平成30年1月30日から施行する。  
(平成30年1月30日教育委員会決定)

#### 附 則

この計画は、令和2年8月26日から施行する。